明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（普通）課程	教習指導員審査（普通）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育についての知識
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（大自二）課程	教習指導員審査（大自二）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育についての知識
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（普自二）課程	教習指導員審査（普自二）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育についての知識
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（大型二種）課程	教習指導員審査（大型二種）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教習に必要な教習の技能
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（中型二種）課程	教習指導員審査（中型二種）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教習に必要な教習の技能
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（普通二種）課程	教習指導員審査（普通二種）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教習に必要な教習の技能

附　則

1　この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。

2　平成十九年国家公安委員会告示第七号（技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号の規定に基づき、技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であって当該講習を修了した者が技能検定員審査又は教習指導員審査において一定の審査細目について審査を免除されることとなる講習及び当該免除される審査細目を定める件）は、廃止する。

3　改正法施行日において現に自動車安全運転センターが行った講習で次の表の上欄に掲げるものを修了している者は、それぞれ、改正法施行日以後に自動車安全運転センターが行う講習で同表の下欄に掲げるものを修了した者とみなす。

新任技能検定員（中型）課程	新任技能検定員（中型）課程
新任技能検定員（普通）課程	新任技能検定員（普通）課程
新任技能検定員（中型二種）課程	新任技能検定員（中型二種）課程
新任技能検定員（普通二種）課程	新任技能検定員（普通二種）課程
新任教習指導員（中型）課程	新任教習指導員（中型）課程
新任教習指導員（普通）課程	新任教習指導員（普通）課程
新任教習指導員（中型二種）課程	新任教習指導員（中型二種）課程
新任教習指導員（普通二種）課程	新任教習指導員（普通二種）課程

○国家公安委員会告示第三十二号

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）第一条第二項第一号ロの規定に基づき、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一条第二項第一号ロの規定に基づき、自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものを定める件（平成十九年国家公安委員会告示第八号）の全部を次のように改正する。

平成二十八年七月十五日　　国家公安委員会委員長　河野　太郎

届出教習所指導員（大型）課程、届出教習所指導員（中型）課程、届出教習所指導員（準中型）課程、届出教習所指導員（普通）課程、届出教習所指導員（大自二）課程、届出教習所指導員（普自二）課程、届出教習所指導員（大型二種）課程、届出教習所指導員（中型二種）課程及び届出教習所指導員（普通二種）課程

附　則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日）から施行する。

○国家公安委員会告示第三十三号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第二条第一号ロの規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを次のように定める。

平成二十八年七月十五日　　国家公安委員会委員長　河野　太郎

新任教習指導員（大型）課程、新任教習指導員（中型）課程、新任教習指導員（準中型）課程、新任教習指導員（普通）課程、新任教習指導員（大自二）課程、新任教習指導員（普自二）課程、届出教習所指導員（大型）課程、届出教習所指導員（中型）課程、届出教習所指導員（準中型）課程、届出教習所指導員（普通）課程、届出教習所指導員（大自二）課程、届出教習所指導員（普自二）課程、届出教習所指導員（大型二種）課程、届出教習所指導員（中型二種）課程及び届出教習所指導員（普通二種）課程

附　則

1　この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。

2　平成十九年国家公安委員会告示第九号（運転免許取得者教育の認定に関する規則第二条第一号ロの規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを定める件）は、廃止する。

3　改正法施行日において現に自動車安全運転センターが行った講習で次の表の上欄に掲げるものを修了している者は、それぞれ、この告示の改正法施行日以後に自動車安全運転センターが行う講習で同表の下欄に掲げるものを修了した者とみなす。

新任教習指導員（中型）課程	新任教習指導員（中型）課程
新任教習指導員（普通）課程	新任教習指導員（普通）課程
届出教習所指導員（中型）課程	届出教習所指導員（中型）課程
届出教習所指導員（普通）課程	届出教習所指導員（普通）課程
届出教習所指導員（中型二種）課程	届出教習所指導員（中型二種）課程
届出教習所指導員（普通二種）課程	届出教習所指導員（普通二種）課程

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部四二〇円（本体三九〇円）　（配送料別）